

# 小川基金を活用した 給付型奨学金制度が始まります

意欲と能力があり、国や社会の発展に貢献することが期待される子どもたちが、経済的な理由により高校や大学への進学を断念することがないように、「菊池市教育振興小川基金」(\*)を活用し、返還の必要がない給付型の奨学金制度をスタートします。ほかの給付型奨学金や貸付型奨学金との併給も可能です。

## ※菊池市教育振興小川基金

泗水町出身で市の名誉市民でもある故小川水寶<sup>おがわすいほう</sup>氏の寄附金を基に設立。「優秀な子どもに、上級学校進学への夢を与えたい」との生前の思いを受けて、市の教育振興のために活用しています。

## 給付対象となる学校および給付額

入学一時金は入学時に1回限りの給付とし、奨学金の給付期間は標準修業年限とします。

学校種別		入学一時金 (入学時1回限り)	奨学金 (年額)
高等学校 (高等専門学校含む)	県内外 問わず	100,000円	100,000円
国公立大学 高等専門学校 (4年・5年)	県内	450,000円	300,000円
	県外		450,000円
私立大学	県内	450,000円	450,000円
	県外		600,000円

※短期大学と大学院は除く。

## 申請資格

次の全てに該当すること。

- 本人および保護者が、申請の時点で本市に1年以上住んでいること。
- 中学校や高等学校などの最終学年に在籍し、引き続き上級学校(短期大学、大学院除く)に進学しようとする人。高等学校を卒業後2年以内の人は申請可。
- 直近2年間の5教科(国語・社会・数学・理科・外国語)の評定平均が絶対評価の5段階評定で4.3以上の人。ただし、特定分野の能力が卓越し、直近1年間に国内で特に優秀な成績を修めた人を認める場合あり。
- 非課税世帯または要保護者に準ずる程度に困窮している世帯に属する人。

※詳しくはお問い合わせください。

## 申請期間

10月1日(月)～11月15日(木) ※郵送は11月15日(木)の消印有効

## 給付人数

高等学校(高等専門学校を含む)進学者、および大学進学者各10人以内

## 決定時期

平成31年1月以降

※選考内定後、上級学校への合格をもって給付を決定します。

## 申請方法

奨学生になることを希望する人は、次の書類を申請期間内に学校教育課に提出してください。様式は学校教育課または各公民館で受けとるか、ホームページからダウンロードしてください。

- 菊池市教育振興小川奨学金申請書(兼同意書):様式第1号
- 菊池市教育振興小川奨学金奨学生推薦書(申請者の在籍する学校、または在籍した学校の学校長による推薦書):様式第2号
- 住民票謄本(本人および生計を一にする者全員分で続柄の記載があるもの)
- 課税台帳記載事項証明書(生計を一にする者全員分)  
※申請後に追加で書類を提出していただく場合があります。

## 選考方法

- 【一次審査】世帯状況の確認、本人の成績
- 【二次審査】小論文、面接 ※該当者には別途通知します。



問い合わせ・申請先

学校教育課 ☎0968(25)7230